

# 南信高体連 距離早見表 (片道)

地区名 (主な施設)	富士見町 富士見高校	茅野市 茅野・東海三 運動公園	諏訪市 清陵 二葉 諏訪実	下諏訪町 向陽	岡谷市(東) 岡南 岡東 市営プール	岡谷市(西) 岡工	辰野町 辰野	箕輪町 進修	南箕輪村 町体	伊那市(北) 伊那北 上農 弥生	伊那市高遠町 高遠	伊那市(南) 伊那西	駒ヶ根市 市体育館 駒工 赤穂	飯島町	松川町 松川	高森町 町体	飯田市(北) 飯田 飯工 飯女 風越	飯田市(南) 下農 長姫 弓道 水泳 陸上	阿智村 阿智	阿南町 阿南
富士見町																				
茅野市	13																			
諏訪市	19	8																		
下諏訪町	23	12	4																	
岡谷市(東)	26	15	8	4																
岡谷市(西)	28	17	10	6																
辰野町	33	22	18	18	15	15														
箕輪町	40	29	27	25	22	22	9													
南箕輪村	44	33	31	29	26	26	13	4												
伊那市(北)	48	37	35	33	30	30	17	8	4											
伊那市高遠町	58	47	45	43	40	40	27	18	14	10										
伊那市(南)	54	43	41	39	36	36	23	14	10		16									
駒ヶ根市	64	53	51	49	46	46	33	24	20	16	26	10								
飯島町	71	60	58	56	53	53	40	31	27	23	33	17	7							
松川町	80	69	67	65	62	62	49	40	36	32	42	26	16	9						
高森町	92	81	79	77	74	74	61	52	48	44	54	38	28	21	12					
飯田市(北)	96	85	83	81	78	78	65	56	52	48	58	42	32	25	16	13				
飯田市(南)	101	90	88	86	83	83	70	61	57	53	63	47	37	30	21	18				
阿智村	108	97	95	93	90	90	77	68	64	60	70	54	44	37	28	20	14	10		
阿南町	126	115	113	111	108	108	95	86	82	78	88	72	62	55	46	36	31	28	27	

## 南信高体連旅費規程

- (1) 報償費 土・日・祭日に限り引率職員でない職員に支給する。(それ以外の役員には2,000円以内で支給)
- (2) 非支給範囲 同一市内校で10kmに満たない場合は支給しない。
- (3) 旅費計算
  - ①同乗者の有無は問わず、自家用車使用として計算する。
  - ②勤務地より目的地までの距離で計算をする。
  - ③旅費の計算は下記のいずれかの方法で行う。
    - ア)早見表で算出する。
    - イ)地図ソフト、カーナビで算出する。
    - ウ)本人の申告で算出する。(確認が必要)
    - エ)公共交通機関を利用したものは実費支給とする。
- (4) 車賃 1kmあたり25円で計算する。
- (5) 高速代金 一般道で片道60kmを越える場合は片道分の高速代を支給する。
- (6) その他の場合は県高体連旅費規程に準じる。